

「攻めの農林水産業」推進基本方針

序章

方針の策定に当たって



方針策定の趣旨

本県の農林水産業は、人口減少の進行に伴う労働力不足や地域コミュニティの衰退、国内市場の縮小や消費構造の変化など様々な課題に直面しています。さらに、世界に目を向けると、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や日EU・EPAをはじめとする経済のグローバル化の影響により、国境を越えた産地間競争の激化が懸念されます。

このような、大きな変革期にあっては、従来の取組の単なる延長では、本県農林水産業の活力を維持していくことが難しく、これまでにない対応が必要になると考えられます。

一方、このような厳しい環境の中でも、AIやIoTなど先端技術の進展のほか、消費者の食に対する健康志向の高まりや、農山漁村の持つ価値の再認識によるいわゆる田園回帰、さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外国人観光客の増加や、海外における日本食ブームの広がりなど、追い風となる動きもみられます。

このため、これまで15年間の「攻めの農林水産業」の成果を基に、生産者や関係団体と目標や戦略を共有して、本県の強みを生かしながら果敢にチャレンジすることにより、農林水産業を持続的に成長させるとともに、誰もが安心して暮らせる農山漁村づくりを進める今後5年間の新たな方針を策定するものです。



方針の性格と役割

本方針は、本県農林水産業の持続的な発展に向けた総合的かつ中長期的な振興方向を示す基本指針であり、次のような役割を有します。

1. 上位計画である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」が掲げる政策・施策のうち、本県の農林水産業全般に係る具体的な取組内容を体系的に示したものです。
2. 国や市町村との連携の下、本県農林水産業の目指す姿と目標を明らかにすることにより、その実現に向けた施策を総合的かつ効率的に推進するものです。
3. 農林漁業者に対しては、県の方針を明らかにすることにより、施策に対する理解と主体的かつ積極的な取組を促進するものです。
4. 県民に対しては、農林水産業の役割についての理解を深め、施策に対する協力を期待するものです。

「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」 における農林水産業分野の施策

産業・ 雇用分野

- 消費動向の変化を見据えた販売戦略の展開
- 経済成長が著しいアジアなどへの青森県産品の輸出促進
- 安全・安心で優れた青森県産品づくり
- 連携・協働・交流による活力ある農山漁村づくり
- 農林水産業の成長と共生社会を支える人財育成

安全・安心、 健康分野

- ヘルスリテラシー（健やか力）の向上による生活習慣の改善
- 安全・安心な県土づくり
- 消費生活と「食」の安全・安心確保

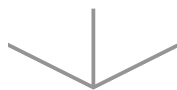
環境分野

- 豊かな森林と身近な里地里山の保全と活用
- 地域の協働による健全な水循環の確保
- 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進

教育・ 人づくり分野

- 活力ある持続可能な地域づくりのための人づくり
- 移住の促進など多様な人財との交流の推進
- あらゆる分野における女性の活躍推進

※人財：青森県では「人は青森県にとっての《財（たから）》である」という基本的考えから、「人」「人材」などを「人財」と表記。



「攻めの農林水産業」推進基本方針

方針の全体構成

第1章

本県農林水産業を取り巻く情勢

全国における本県農林水産業の位置や、社会・経済・環境の変化などについて記載しています。

第2章

「攻めの農林水産業」の展開方向

これまでの「攻めの農林水産業」の施策の検証と今後の展開方向について記載しています。

第3章

「攻めの農林水産業」の推進方策

施策の柱ごとに、現状と課題、具体的な展開方向、主な取組について記載しています。

第4章

分野別の生産振興の方向

農業、林業、水産業ごとの具体的な生産対策について記載しています。

第5章

実現に向けた推進体制

方針の実現に向けた農林漁業者や関係団体、県民、行政等の役割について記載しています。

方針の期間

「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」に合わせ、2019年度～2023年度の5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などにより、本方針の推進に大きな影響がある場合には、県の審議会などの意見を聴いて、必要な見直しを行います。



2019年度
～
2023年度

策定方法

本方針の策定に当たっては、県の審議会や、青森県「攻めの農林水産業」推進本部会議などでの意見交換、農林水産業関係者へのアンケート調査、パブリックコメント等の実施により、広く県民の意見を取り入れています。

